東かがわ市とらまる公園体育館　ネーミングライツ募集要項

東かがわ市では、とらまる公園体育館ネーミングライツのスポンサー企業等を募集します。

１．目的

東かがわ市では、市・スポンサー企業・市民それぞれにとってメリットとなり、地域活性化につながるよう、以下の目的によりネーミングライツを導入しています。

（１） 厳しい財政状況の中、安定的な財源確保により良好な施設運営を行います。

（２） 民間の資源を活用することで施設の魅力を高め、市民サービスの向上・地域の活性化を図ります。

２．募集主体

東かがわ市

３．対象施設概要

・名　　称：東かがわ市とらまる公園体育館

・所 在 地：東かがわ市西村１１５５　とらまる公園内

・規 模 等：建築面積　５，７９６．４７㎡

延床面積　４，７７５．４９㎡

構　　造　鉄筋コンクリート造　一部鉄骨造　２階建

・施設内容：第１競技場（１，６１７㎡）

固定観客席　※第１競技場（７６８席）

第２競技場（３２４㎡）

トレーニングルーム（１６４㎡）

・利用種目：バスケットボール（２面）・バレーボール（３面）・バドミントン（１０面）・ハンドボール（１面）・卓球（２０面）・柔道、剣道など

・交通手段：（自動車）国道１１号東かがわ市西村交差点から県道水主三本松線へ入り約２分

（バ　ス）大川バス引田線「西村」バス停で下車、徒歩１５分

・利用者数：４１，４４３人（令和４年度）

（実績）　４５，９９９人（令和５年度）

４１，０９４人（令和６年度）

※令和７年度は改修工事ため１年間休館

４．ネーミングライツの条件

東かがわ市とらまる公園体育館の愛称として、企業等の名称や商品（ブランド）名を付けることができます。

（１） 愛称は、体育施設としてのイメージを損なわず、市民や利用者の理解を得られるような

ものとします。

（２） 契約期間中の名称変更は不可とします。

（３） 愛称決定後、利用者等の混乱を回避するため、市のホームページなどで当面の間、条例上の名称を併記することがあります。

（４） 市との協議により、ネーミングライツに「東かがわ市とらまる公園体育館」の併記が必要となる場合があります。

（５） 愛称を市が不適切であると判断した場合、契約を解除することがあります。

５．契約条件

・契約金額：年額３０万円以上（消費税及び地方消費税抜き）

・契約期間：令和９年４月１日（予定）から令和１４年３月３１日まで

※契約期間の始期が会計年度途中からとなる場合、月割計算した額をネーミングライツ料として算出します。なお、１月未満となった場合は１月分の額とします。

・費用負担：以下に掲げる費用等は、スポンサー企業等の負担とします。

（１） 施設内の名称・案内看板及び周辺道路案内看板等の新設・変更及び契約期間満了後の原状回復に要する費用

※看板の内容や設置箇所等については、別途市及び施工事業者並びに指定管理者と協議する必要があります。

（２） 施設内の名称・案内看板及び周辺道路案内看板等の新設・変更及び契約期間満了後の原状回復に要する関係法令の手続き又はその手続きに必要な書類及び図面等の作成

（３） その他、施設名称に伴い必要となる諸費用

※施設の敷地以外について、別に占用料等の費用が発生する場合があります。

※パンフレット等の作成料及び広告資料等の費用については、指定管理者と協議が必要です。

６．特典など

スポンサー企業等には、以下の特典があります。なお、特典は第三者へ権利譲渡・貸与することはできません。

（１） 施設愛称の看板を設置することができます。

（２） 市の広報紙やホームページ等を通じて、愛称の普及と定着が図られます。

（３） 体育館にスポンサー企業等のＰＲ、商品展示スペース等を設けることができます（東かがわ市広告事業実施基準に基づく範囲に限る）。

（４） スポンサー企業等のホームページなどに、スポンサーであることをＰＲすることができます。

７．応募資格

スポンサー企業等になる資格があるものは、東かがわ市広告事業実施要綱に定める事項を遵守しスポーツ施設にふさわしい企業等であって、次の各号の条件に該当しない企業とします。

（１） 東かがわ市広告掲載基準に定める規制業種又は事業者

（２） 応募時点で、本市において一般競争入札の参加資格制限又は東かがわ市建設工事請負業者等指名停止措置を受けている企業等
（３） 国税、地方税を滞納している企業等
（４） その他、スポンサー企業等としてふさわしくないと市が判断したもの

８．応募時の提出書類
（１） ネーミングライツ取得申込書（市指定様式）
（２） 会社概要及び直近３年間の決算書（貸借対照表、損益計算書等の財務諸表）
（３） 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
（４） 東かがわ市税のすべてに未納がないことの証明（完納証明書）
（５） 国税の未納の税額がないことの証明（様式３、「その他」を除く全税目）・香川県税においてすべての県税に滞納がない旨の証明（完納証明書）（全税目）
（６） 地域貢献やスポーツ・文化等に対する支援の実績及び今後の計画に関する資料（様式自由）

９．応募方法
提出書類一式を、応募期間内に持参又は郵送するとともにデータ（PDF 形式及びエクセル、ワードなどの通常のパソコンで開くことができる形式）を CD で提出してください。

１０．応募期間
令和８年１１月１２日（木）から令和８年１２月２１日（月）まで
受付時間は、土・日曜・祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までとします。
ただし、郵送の場合は１２月２１日（月）必着とします。

１１．説明会
・日時：令和８年１１月２４日（火）時間は別途通知
・場所：東かがわ市役所　３階大会議室
※参加希望企業等は、令和８年１１月２０日（金）までに１７．応募先・問い合わせ先までのメールアドレスに電子メールにて、企業等名称、参加者の役職及び氏名（様式自由、メール本文内でも可）を提出願います。

１２．質問の受付及び回答
・受付期間：令和８年１１月２４日（火）から令和８年１２月７日（月）１７時まで
・質問票により、１７．応募先・問い合わせ先のメールアドレスに電子メールにて提出願います。
・回答：市ホームページに掲載

１３．選定方法
提出書類をもとに、市が設置する選定会において、愛称案、応募金額及び地域貢献等を総合

的に判断して優先交渉者を決定します。

１４．選定結果の通知及び公表

選定の結果は、全ての応募者に文書で通知します。また、市のホームページ等で公表します。

１５．協定の締結

市は優先交渉者と協議のうえ、速やかにネーミングライツに関する協定を締結します。

１６．その他

東かがわ市とらまる公園体育館は、施設の管理運営業務を指定管理者が行います。よって施設愛称決定後、必要に応じてスポンサー企業、指定管理者及び市の三者間でその都度協議するものとします。

１７．応募先・問い合わせ先（事務局）

東かがわ市教育委員会事務局生涯学習課

〒769-2792　香川県東かがわ市湊 1847 番地 1

電話：0879-26-1238

FAX：0879-26-1340

メール：hk-syougaigakusyu@city.higashikagawa.kagawa.jp